

法第 23 条第 5 項に基づき以下の通りマージン率等について公開致します。

情報提供すべき事項

- ① 派遣労働者の数
1 名
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数
1 社
- ③ 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を
当該派遣料金額の平均額で除して得た割合（マージン率）
48 %
- ④ 教育訓練に関する事項
新入社員研修、情報セキュリティ研修、環境教育研修、業務に必要な技術、教育訓練
- ⑤ 労働者派遣に関する料金の額の平均額
35,760 円（1 日 8 時間当たり）
- ⑥ 派遣労働者の賃金の額の平均額
18,640 円（1 日 8 時間当たり）
- ⑦ 労使協定を締結しているか否かの別
労使協定有 有効期限 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
福利厚生（年次有給休暇、定期健康診断等）

以上